発 室 発 第 13 号 2021 年 5 月 10 日

原子力規制庁原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長 竹 内 淳 殿

> 東京都台東区上野五丁目2番1号 日本原子力発電株式会社 取締役社長 村 松 衛

「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」 (2021 年 3 月 5 日) に関する見解等について(回答)

令和3年4月5日付『「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」(2021年3月5日)に関する見解等について』(原規規発第2104051号)をもって依頼のありました当社への見解等の聴取について、別添のとおり回答いたします。

別 添

中間取りまとめに関する見解等の回答(別紙2)

以上

中間取りまとめに関する見解等の回答

<回答項目>

- ①異なる見解の有無及びその理由
- ②更なる調査・検討の要否及びその理由 ※「要」とする場合は、具体的な調査・検討内容及びその実施主体(自社,他の電力会社,原子力規制庁の調査に協力,のいずれか)並びにそれらの理由
- ③自らの各発電用原子炉施設の設計,施工,運用等への反映に係る考え方
- ④その他の見解や意見

番号	事項	回答項目		回答内容, 理由
	中間取りまとめで確認した事実、確認した事実に基づい 己載例 て考えられること、及び確認した事実を踏まえて更なる検 討が必要と考えられること	1	有 or 無	△△については、■■のため、見解が異なる。 △△については、□□のため、異なる見解は無い。
記載例		2		△△については、◎◎のため、○○に関する調査が必要である。 △△については、◇◇のため、更なる調査は不要である。
		3	左記の事項	頁は、▼▼として設計に反映する方針である。
		4		

番号	事項	回答項目		回答内容. 理由
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
	2号機における原子炉格納容器ベント(以下「ベント」という。)は、主要な隔離弁の開操作など、ベントラインの系統構成は完了していたが、ラプチャーディスク(以下「RD」という。)の作動圧力(528kPa abs(原子炉格納容器(以下「PCV」という。)の設計圧力の1.1倍))に到達せず、ベントは成功しなかった。	2	否	東京電力福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)2号機において、ベントが成功しなかった要因(PCV圧力とRD作動圧力との関係)については概ね解明されており、更なる調査・検討は不要である。
(1) -1		3	計思想は、 (当時の 損を防止・ 使用圧力 1F事故い の設備や	・ 発電所におけるアクシデントマネジメント(以下「AM」という。)整備時の耐圧強化ベント系のRD作動圧力の設 ・ 1Fと同様であり、RD作動圧力を終した。 PRAの知見に基づき、崩壊熱除去機能喪失を起因とするCDFの低減効果に着目する等、主にPCVの過圧破 するための設備として期待していたこと、設計基準を超えた状態での使用を想定していたことにより、PCV最高 でのRD作動圧力の設定は妥当なものと判断していた。) 寺の教訓を踏まえ、PCVベント設備は必要なときに確実に使用できるよう、弁を遠隔操作・現場操作するため 手順を整備するとともに、ベント操作時に確実に作動する低いRD作動圧力(東海第二発電所の場合:約 「対象の場合」を設定する。
		4	(耐圧強 AM策とし 備すること	配所1号機は、耐圧強化ベント系をAM策として採用していない。 化ベント系のCDF低減効果は小さいと判断したため) しては、一弁の開動作のみによって除熱可能な非常用復水器(以下「IC」という。)への更なる水補給手段を整さした。 とした。 源喪失時においても炉心冷却及び除熱が可能である特徴を考慮したため)
	このことを踏まえると、事象進展に応じたPCV破損防止対策の意義や役割を検討する必要がある。	1	無	事象進展に応じた事故対策の目的・役割を検討・整理することは重要であり、異なる見解はない。
		2	否	PCV破損防止対策は、各種のPCV破損モード及び事象進展に応じて、その役割や目的を明確にした上で設計及び手順整備を行うため、更なる調査・検討については不要である。
(1)-2		(3)	重大事故 たAM策を その上で 計を行い,	時は、PCVからの除熱機能をさらに向上させるものとして、過圧破損防止に係るAM策を抽出していた。 牧等(以下「SA」という。)対策の有効性評価に係るシーケンス選定においては、耐圧強化ベント系をはじめとし 考慮しないPRA結果に基づき、事故シーケンスの選定及び必要な対策の検討を行っている。 で、事象進展に応じて各種のPCV破損防止対策に期待される役割等を明確にした上で容量・耐性その他の設 それらを使用する判断基準についても、過圧/過温破損防止や水素燃焼防止といった目的ごとに明確に手 にとで、確実かつ効果的に機能を発揮できるよう配慮している。
		4	なし	
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
	なお、3号機のRDにおいてもベントラインの系統構成完了時点では作動圧力には到達しておらず、その後の意図しない自動減圧系(以下「ADS」という。)の動作に伴ってRDが破裂したことでベントに成功している。	2	否	1F3号機におけるADSの作動及びそれに伴うPCV圧力の挙動については分析されたものと相違ないと考えているため、更なる調査・検討は不要である。
(1)-3		O	「ECCS」と い設計とな 敦賀発電	・ 二発電所のADSは、1F3号機と機能は同じである。ただし、1F3号機と比較して、低圧非常用炉心冷却系(以下にいう。)作動の判定圧力設定値を高く(0.69MPa[gage])しているため、意図しない状況で作動することは考え難なっている。 電所1号機のADSに相当する自動ブローダウン系は、1F3号機と機能は同じである。ただし、作動条件に低圧 が含まれておらず、1F3号機とは異なる設計となっていた。
		4	なし	

番号	事項	回答項目		回答内容,理由		
	「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」(平成4年5月,原子力安全委員会決定)を踏まえて,発電用原子炉設置者が自主的な保安措置として当時整備したアクシデントマネジメント対策(以下「AM対策」という。)の1つである耐圧強化ベントラインが重要安全施設である非常用ガス処理系(以下「SGTS」という。)配管へ接続されていたことにより,自号機のSGTS及び原子炉建屋内へのベントガス(核分裂生成物,水素等)の逆流,汚染及び水素流入による原子炉建屋の破損リスクの拡大を招いている。	1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。		
		2	否	耐圧強化ベント系及びSGTSの系統構成やベントガスの流入メカニズム等については概ね明らかとなっており、更なる調査・検討は不要と考える。		
(2)-1		3	離する弁((工学のの ぶ る場合で ボンベ る れ え ら れ る も れ え れ る れ る れ る れ る れ れ る れ る れ る れ る れ	二発電所における耐圧強化ベント系の系統構成は、1Fと同様に、SGTS配管へ接続されており、SGTS側を隔 SGTSフィルタ出口側の隔離弁)はフェイルオープンの設計である。 全全施設の設計としてフェイルセーフにするという考え方に基づいたものであるが、耐圧強化ベント系を使用す 逆流を想定し、全交流電源喪失(以下「SBO」という。)時でも当該隔離弁を閉止維持できるよう弁駆動用窒素 已備していた。ただし、直流電源の喪失状態が生じた場合には、1Fと同様に隔離機能が喪失していたことが考) 寺の教訓を踏まえ、新設のPCVベント設備の排出流路については原則として他系統との接続は行わない等の 配慮を行う。また、東海第二発電所の耐圧強化ベント系については、炉心損傷前にのみ使用する運用とする。		
		4	なし			
	これを踏まえ、設計基準対象施設等への接続を含めた AM対策(耐圧強化ベントライン等)の設計、施工及び運 用の考え方を確認する必要がある。	1	無	AM整備時の検討経緯を確認することは、今後のプラント安全管理においても有用と考えられ、異なる見解はない。		
		2	否	1F事故時の教訓を踏まえ設備の設計・施工及び運用を適切に検討・実施するため、更なる調査・検討は不要と考える。なお、原子力規制庁にてAM整備時の調査を行う場合には協力する。		
(2)-2		3	と同等の記 設計を行っ ただし、(及び運用・	時においては, 既存設備との接続部は隔離弁により機能的に分離し, 分離可能となる範囲までは上位クラス 设計を行う他, 単一の誤操作や誤動作による既存の設計基準対象施設等への悪影響がないよう配慮の上, っていた。 2)-1③に記載のような教訓が得られたことから, 当時の検討経緯やこれらの教訓を踏まえ, 設備の設計・施工 へ適切に反映していくことが重要であると考えている。 设備管理においては, 各種設備が相互に悪影響を及ぼさず要求機能を確実に発揮できるよう, 設計等の管理		
		4	なし			

番号	事項	回答項目		回答内容, 理由		
	1号機におけるベントは、AM対策により、ベントガスが SGTS配管の一部を経由して排気筒から排出される設計、施工及び運用がされていた。	1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。		
		2	否	排気筒を含む耐圧強化ベントの流路構造については確認されており、更なる調査・検討は不要と考える。		
(3)-1		3	だし、排気	東海第二発電所の耐圧強化ベント系の排気配管は、1Fと同様に、SGTSの排気配管に合流する設計となっている。ただし、排気筒の外側面に沿って排気筒頂部まで独立して設置されている点は異なる。なお、本設計は耐圧強化ベント系の設置以前からのものであり、AM整備時に変更したものではない。		
		4	なし			
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。		
		2	否	排気筒下部の汚染原因は明らかとなっており、更なる調査・検討は不要である。		
(3)-2	1/2号機共用排気筒内部では、排気筒頂部までの排気配管がなく、排気筒内にベントガスが滞留したことが、排気筒下部の高い汚染の原因となった。		気筒頂部 1F事故! による汚る, 窒素	二発電所における耐圧強化ベント系の排気配管が接続されたSGTS排気配管は、排気筒の外側面に沿って排まで独立して設置されており、1F1/2号機のような排気筒下部での高い汚染が生じない構造となっている。 における教訓等を踏まえ、炉心損傷後のベントはフィルタベント設備を用いて実施することにより、放射性物質染等を低減する。また、PCVベント設備の排出流路については、排気流路を上り勾配にする、分岐を少なくす 対入により不活性化する、流路や排気口は事故対応への影響を考慮して位置を定めるといった、ベントガスに 放射性物質や可燃性ガスによる影響を考慮した設計とする。		
		4	なし			
		1	無	AM整備時の検討経緯を確認することは今後のプラント安全管理においても有用と考えられ、異なる見解はない。		
	このことを踏まえると, AM対策が排気系統配管の構造や ベントガスの挙動, 組成等をどのように考慮していたのか 確認する必要がある。	2	否	AM整備時においては、ベントガスの挙動等の想定に十分でない点があった。今後の対策においてはこれらを適切に考慮しており、更なる調査・検討は不要と考える。なお、原子力規制庁にてAM整備時の調査を行う場合には協力する。		
(3)-3			配管は、 染が生じ、 ただし、 側からべこと 1F事故し	二発電所におけるAM整備時の耐圧強化ベント系の系統設計については、排気配管が接続されたSGTS排気 排気筒の外側面に沿って排気筒頂部まで独立して設置されており、1F1/2号機のような排気筒下部の高い汚ない構造となっている他、200°C2Pdまでの耐力を確保するなど設計上の配慮も行っていた。 炉心損傷後のベントガスについては、サプレッション・プールでのスクラビングに期待しサプレッション・チェンバントするといった検討はなされたものの、ベントガス中の水素の含有といった想定には十分でない点もあり、1F 水素の滞留が生じる可能性が否定できない設計となっていた。 こおける教訓等を踏まえ、新設のフィルタベント設備については、SA時の状態を踏まえ(3)-2③に記載のような 慮を確実に実施する。また、東海第二発電所の耐圧強化ベント系については、炉心損傷前にのみ使用する運		
		4	なし			

番号	事項	回答項目		回答内容,理由		
	また、現行の原子炉施設の排気系統におけるベントガスの挙動の考え方について確認する必要がある。	1	無	ベントガスの性質・挙動等を考慮した上で、設備の設計・管理を行うことは重要であり、異なる見解はない。		
		2	否	PCVベント設備は、ベントガスの性質・挙動に配慮した上で設計及び手順整備を行うため、更なる調査・検討は不要である。		
(3)-4		3	や(3)−3③ う。	のとおり、耐圧強化ベント系は水素の滞留が生じる可能性が否定できない設計であったことを踏まえ、(3)-2③)に記載のとおり、PCVベント設備については排出されるベントガスの性質・挙動に配慮した設計及び運用を行 ント実施後は窒素置換により水素ガスの残留を防止するとともに、配管等に付着した放射性物質を考慮して		
			遮へいや	線量評価を行うといった、ベントガスの特徴に配慮した対策とする。 ドントガスの性質・挙動について新たな知見が得られた場合には、事故対策や手順への反映を検討していく。		
		4	なし			
		1	無	1Fにおける真空破壊弁の故障有無については明確でないが、故障が発生した場合に各種のプラント挙動に影響が生じ得ることについて異なる見解はない。		
	放射性物質の漏えい経路について、真空破壊弁の故障が炉心溶融後のベント時などに生じると、ドライウェル中の気体がサプレッションプールにおけるスクラビングを経由せずにPCV外に放出される経路が生じる可能性がある。	2	要	事故時における真空破壊弁の故障を想定した場合の影響について、事故時のプラント挙動を把握しておく 上で考慮すべき事項であると考えられるため、継続的に調査・検討が必要である。(自社/他の電力会社)		
(4)-1			的な保全	裹弁は、動作機構が単純であり信頼性の高い設備であると考えられる。その上で、今後も真空破壊弁の計画 を継続的に実施し、機器の信頼性確保を行う。なお、耐環境性向上のために、真空破壊弁のシール部に対し DM材を適用することについても検討を実施している。		
		4	なし			
	このため、当該経路を従来の重大事故等(以下「SA」という。)時における漏えい経路に追加する必要がある。	1	無	真空破壊弁の故障による影響については今後の検討が必要と考えられ、異なる見解はない。		
		2	要	事故時における真空破壊弁の故障を想定した場合の影響については、事故時のプラント挙動を把握しておく上で考慮すべき事項であると考えられるため、継続的に調査・検討が必要である。(自社/他の電力会社)		
(4)-2		3	一方で, 着等が生 なお,東 (放射性物	に記載のとおり、真空破壊弁の信頼性確保対策を継続的に実施する。 福島第二原子力発電所1号機において、真空破壊弁の損傷が確認された実例も踏まえ、真空破壊弁の開固 じた場合の影響についても、東海第二発電所のPRAモデル高度化の一環として検討を行っている。 [海第二発電所のPCV破損防止対策の有効性評価においては、サプレッション・プールでのスクラビング効果 物質の捕集効果)を考慮せずベントガスを放出する場合の評価として、ドライウェルからのベントを想定した場 を実施しており、その場合でも放射性物質の放出抑制効果が得られることを確認している。		
		4	なし			

番号	事項	回答項目	答項目 回答内容, 理由		
	水素爆発時の映像及び損傷状況を踏まえると、原子炉 建屋の破損の主要因は、原子炉建屋内に滞留した水素 の爆燃(水素濃度8%程度)によって生じた圧力による可 能性が高い。	1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。	
		2	要	1Fにおける水素燃焼発生時の着火位置や燃焼条件については未だ不明確な部分が多く、継続的に調査・ 検討が必要と考える。(原子力規制庁の調査に協力)	
(5)-1		3	1F事故に 有する水素 れる箇所に 至る前に力 上記の様	は前においては、炉心損傷及びPCV破損を防止することを主眼にAM整備を行っていた。 における教訓等を踏まえ、SA時に想定される水素の発生・漏えい量を保守的に想定した上で、必要な容量を 素濃度低減設備をPCV内又は原子炉建屋内に設置する。また、原子炉建屋内のPCVからの漏えいが想定さ に水素濃度計を設置するとともに、想定を上回る水素濃度の上昇が生じた場合でも、水素濃度が可燃領域に 水素を排出するための設備及び手順を整備する。 設計においては、トップヘッドフランジや機器ハッチといった水素の漏えい可能性のある各所について、漏えい 守的に設定した上で対策の有効性を確認している。	
		4	なし		
		1	無	火炎等の性状により、水素以外の可燃性ガスが含まれていた可能性について異なる見解はない。	
	また、3号機の水素爆発で生じている火炎や爆煙については水素以外の可燃性ガスが寄与している可能性が高い。	2	要	1F3号機における水素以外の可燃性ガスについては、その発生メカニズムや発生源(有機化合物等の種類・場所・量)について継続的に調査・検討する必要があると考える。(原子力規制庁の調査に協力)	
		3	することが	て,可燃性ガス対策においては水素の処理・漏えい低減及び排出により, PCV内外における水素燃焼を防止 重要であると考えており, (5)-1③に記載のような各種対策を確実に実施・維持していく。その上で, 水素以外 ガスの発生可能性や燃焼への影響についても, 新たな知見を入手する都度, 事故対策や手順への反映を検 。	
		4	なし		

番号	事項	回答項目		回答内容, 理由		
	主蒸気逃がし安全弁(以下「SRV」という。)の逃がし弁機能の不安定動作(中途開閉状態の継続と開信号解除の不成立)が生じた原因が不明である。	1	無	SRVの中途開状態に関する検討事項は、中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。		
		2	要	1Fにおける駆動源喪失時のSRVの挙動の詳細については未解明の部分があり、更なる調査・検討が必要と考えられる。(原子力規制庁の調査に協力)		
(6) -1		3	1F事故以前においては、電源や圧縮空気を喪失した場合のSRVの不安定動作について検討の実績はなかった。一方で、不安定動作が生じない場合でも、SRVから冷却材流出が継続する状態であったことに変わりはなく、1F事故における事象進展においては、大きな影響はなかったものと考える。 SRVや加圧器逃がし弁による原子炉減圧機能は事故対応において非常に重要であり、確実に機能を維持する方策として、電源や窒素供給設備の強化を行うとともに浸水防護等によりこれらの機能の喪失を防止する。また、東海第二発電所では、炉心損傷が進展し高温ガスがSRVに流入する場合の環境緩和策としてPCVスプレイを実施する手順を整備するとともに、SRVの高温耐性試験を踏まえSA環境下における健全性を確認している。			
		4	なし	なし		
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。		
	このことを踏まえると、全交流動力電源喪失(以下「SBO」という。)条件下でのSRVの逃がし弁機能の挙動、計装用圧縮空気系の隔離による影響(窒素圧の低下等)及び不安定動作が確認されたSRV以外の機器における不安定動作の可能性について、網羅的に把握する必要がある。	2		SRVやその他機器について電源や圧縮空気等の駆動源を喪失した際の挙動を網羅的に把握しておくことは、今後の事故対策の検討に活用できる可能性があることから、更なる調査・検討が必要と考えられる。(自社/他の電力会社)		
(6)-2		3	また, (6)- 源及び圧約	D有効性評価においては、SBO状態についても考慮した上でプラントの挙動や対策の有効性を確認している。 ③に記載のような対策を確実に実施することで、SRVやその他機器の機能維持に万全を期す。その上で、電 宿空気といった駆動源を喪失した場合の機器の挙動についても、1F事故時の知見やその他新たな知見を入 長、事故対策や手順への反映を検討していく。		
		l	おり, 交流 使用に係る なお, 直	配所1号機のICについては、直流電源駆動の隔離弁の操作により原子炉の減圧・冷却を制御する設計となって電源喪失といったICを使用するシナリオについても訓練を実施するとともに、実機での動作実績も踏まえICの る経験を蓄積していた。 流電源が喪失した場合に交流電源駆動の隔離弁が閉止する設計は1F1号機と同様であり、直流電源の復旧 ・電確認)後に隔離信号をリセットし、ICを復旧する手順としていた。		

番号	事項	回答項目		回答内容,理由			
	SRVの安全弁機能の作動開始圧力が低下していたな ど、SA条件下では様々な機器が設計基準事故条件下と は異なる挙動をしている。	1	無	SA環境下においては機器の挙動が変化するものと考えられ、異なる見解はない。			
		2	否	1F事故時のSRVの安全弁機能の動作については、SA環境下における挙動の変化が概ね判明しており、更なる調査・検討は不要と考える。			
(7)-1		3	管には200 SA設備I	時においても、SA条件について一部検討を行っていた。(例:東海第二発電所のPCV内のペデスタル注水配 O°C2Pdの耐力をもたせる。) こついては、機能に期待する状況及び想定される環境条件を網羅的に整理した上で、SA条件下においても確するよう、より厳密に耐性・信頼性を確保する。			
		4	なし				
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。			
	このため、SA時の機器の挙動に関する知見を集積する必要がある。	2	要	設計上の想定を超えるような環境条件における機器の挙動等を把握・整理しておくことは、今後の事故対策の検討といった安全性向上活動において有用な知見となると思われるため、継続的な調査・検討が必要と考える。(自社/他の電力会社)			
(7)-2		3	なお, 設	事故対策設備の耐環境性に係る考え方は(7)-1③に記載のとおりである。 なお,設計上の想定を超えるような環境条件における機器の挙動等についても,1F事故時の知見やその他新たな知 見を入手する都度,事故対策や手順への反映を検討していく。			
		4	なし				
		1	無	SA環境下における計測機器の信頼性を把握することは極めて重要であり、異なる見解はない。			
	また、AM対策の圧力計を含めて、SA条件下での計測機器の信頼性について検証する必要がある。	2	否	SA条件下における計測機器の信頼性については、耐環境試験により健全性を確認しており、更なる調査・検討は不要と考える。なお、原子力規制庁にて計測機器の信頼性の調査を行う場合には協力する。			
(7)-3		3	より健全性 喪失時のなお,設	朝待する計測機器については、想定されるSA環境条件を考慮した上で確実に動作するよう、耐環境試験等に 生を確認し、必要な耐性・信頼性を持たせた設計とする。また、計測計器には多重性を持たせるとともに、機能 代替パラメータを定め、手順を整備する。 計上の想定を超えるような環境条件における計測機器の挙動についても、1F事故時の知見やその他新たな 手する都度、事故対策や手順への反映を検討していく。			
		4	なし				

番号	事項	回答項目		回答内容, 理由
	3号機のベントについては、(1)でも触れているが、ADSが設計の意図と異なる条件(サプレッションチェンバ圧力の上昇による低圧注水系ポンプの背圧上昇を誤検知したこと)で作動したことによりPCV圧力がRDの破壊圧力に達し、ベントが成立した。	1		意図せずADSが作動しPCVの圧力上昇及びベントの作動が起こったことについて、中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
		2	否	1F3号機におけるADSの作動及びそれに伴うPCV圧力の挙動については中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、更なる調査・検討は不要である。
		3	報機能を4 ただし, 1	工発電所のADSは、1F3号機と機能は同じであり、ADS作動条件成立後、120秒のタイマ及びタイマ作動時の警官し、運転員操作によるADS作動阻止も可能な設計となっている。 IF3号機と比較して、低圧ECCS作動の判定圧力設定値を高く(0.69MPa[gage])しているため、意図しない状況ることは考え難い設計となっている。
		4	秒のタイマ	配所1号機のADSに相当する自動ブローダウン系は、1F3号機と機能は同じであり、ADS作動条件成立後、120 なびタイマ作動時の警報機能を有し、運転員操作によるADS作動阻止も可能な設計となっている。 作動条件に低圧ECCS作動が含まれておらず、1F3号機とは異なる設計となっていた。
	このことを踏まえると、SA時のADSの作動に関する設計条件等を確認する必要がある。	1	無	ADSの作動条件を確認し、意図せぬ動作の可能性について検討することは重要であり、異なる見解はない。
(8)-2		2	否	ADSの作動条件は適切に設計されていると考えており、更なる調査・検討は不要である。
(8)-2		3	ADSの作動	動に関する設計の考え方は(8)-1③に記載のとおりである。
		4	なし	
		1	無	水素等による加圧や漏えいによるPCV挙動への影響を把握することは重要であり、異なる見解はない。
	また、PCV圧力が上昇する主要因として、水蒸気発生が 想定されてきたが、水素による加圧及び漏えいによる減 圧などのふるまいが、従来の事故シーケンスに対してど の程度影響するのか具体的に確認する必要がある。	2	否	水素による加圧や漏えいによるPCV挙動への影響は、現行のSA対策の有効性評価において適切に考慮しており、更なる調査は不要と考える。
(8) -3			る水素発生	関防止対策の有効性評価においては、ジルコニウム(Zr)ー水反応やその他の現象(水の放射線分解等)によまについて保守的に評価し、PCV圧力への影響を確認している。また、設計漏えい率等に基づきPCVからのを考慮した評価も実施している。今後の各種評価においてもこれらの影響を適切に考慮していく。
		4	なし	

番号	事項	回答項目		回答内容, 理由
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
		2	否	1F3号機におけるPCV圧力やベントに係る挙動については、概ね把握されており、更なる調査・検討は不要である。
(9)-1	3号機のベント成功回数は2回である。	3	慮する。 これに加	小設備の信頼性確保については(1)-1③に記載のとおりであり、必要な際に確実にベント操作ができるよう配 1え、ベント操作実施時は、PCV内やベント設備に付随する計測機器により、ベント設備が確実に作動している はする手段及び手順を整備する。
		4	なし	
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
	3号機のベント時にSGTS配管を通じて4号機原子炉建屋内に水素が流入,その後,40時間に渡り同建屋内に水素が滞留し,爆発に至った。	2	否	1F4号機における水素の流入・滞留及び爆発の推移については概ね把握されており,更なる調査・検討は不要である。
		3	原子炉質 施する。	±屋における水素対策については,(5)-1③に記載のとおりであり,水素燃焼が発生しないよう種々の対策を実
		4	なし	
		1	無	中間取りまとめに記載のとおりであると考えられ、異なる見解はない。
	同建屋内に水素が滞留していた間には、同建屋周辺で作業員による復旧作業が実施されていたことを踏まえると、水素が滞留した原子炉建屋等における重大事故等対策や復旧作業等の安全確保に関して検討する必要がある。	2	否	1F4号機における水素爆発時の状況については概ね把握されており, 更なる調査・検討は不要である。
(9)-3				こ記載のとおり、原子炉建屋における水素濃度の上昇及び水素燃焼の発生が生じないように、種々の対策を、その上でなお原子炉建屋の水素濃度が想定を超えて上昇する場合の運用(周辺作業の禁止等)について、
		4	なし	